五十一　高分子化合物であって、次のいずれかに該当するもの イ　末端に水酸基を有するポリエーテル（別名ＨＴＰＥ） ロ　末端に水酸基を有するカプロラクトンエーテル（別名ＨＴＣＥ） ハ　ポリプロピレングリコール（別名ＰＰＧ） ニ　ポリグリコール酸（別名ＰＧＡ） ホ　ポリエチレングリコール（別名ＰＥＧ）	［新設］
五十二　ミサイル防衛に係る対抗措置サブシステム及び侵入支援装置であって、ミサイル防衛システムを飽和させ、混乱させ、又は当該ミサイル防衛システムから逃れるよう設計したもの（例えば、ジャマー、チャフ又はデコイ）	［新設］
五十三　金属マンガンのろう付けはく	［新設］
五十四　水圧加工装置	［新設］
五十五　熱処理炉（八五〇度を超える温度において使用することができるものであって、寸法が一メートルを超えるものに限る。）	［新設］
五十六　摩擦かくはん接合装置	［新設］
五十七　ロケット又は無人航空機の空気力学分析及び熱力学分析のためのモデルに関連する技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体	［新設］
五十八　高速度の撮影が可能なカメラ又はこれを用いた装置（医療用の画像システムにおいて使用されているものを除く。）	［新設］
五十九　六以上の車軸を有するトラックのシャシ	［新設］
第六条　検査法施行令別表の五の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第六条**　検査法施行令別表の五の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～三　［略］	一～三　［略］
四　前号（タを除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体	四　前号（タを除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であって軍用に設計したもの（可動式ガス液化装置であって一日当たり一、〇〇〇キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であって、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）又はそのために特に設計した部分品
イ　軍用に設計した装置（可動式ガス液化装置であって一日当たり一、〇〇〇キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であって、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）	［新設］
ロ　簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置	［新設］
ハ　ロに掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置	［新設］
五～十一　［略］	五～十一　［略］
十二　火薬若しくは爆薬若しくはこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質（第二条及び前条に掲げるものを除く。）、軍用燃料又は粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、前条に掲げるものを除く。）であって、次のイから二までのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）	十二　火薬若しくは爆薬若しくはこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質（第二条及び前条に掲げるものを除く。）、軍用燃料又は粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、前条に掲げるものを除く。）であって、次のイから二までのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）
イ　火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤若しくは前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの （一）　［略］	イ　火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤若しくは前駆物質となる物質であって、次のいずれかに該当するもの （一）　［略］